

金沢市

避難行動要支援者名簿活用・ 個別避難計画作成

ガイドブック



令和6年6月

目次

第1部 概要

- 1. ガイドブックの目的 1
- 2. 用語の定義 1
- 3. 自助 共助 公助の取組 3

第2部 避難行動要支援者名簿編

- 1. 避難行動要支援者名簿とは 4
- 2. 避難行動要支援者名簿の取扱い
 - (1) 平常時の取扱い 5
 - (2) 災害発生時の取扱い 6

第3部 個別避難計画編

- 1. 個別避難計画について 7
- 2. 個別避難計画作成の流れ
 - (1) 自主防災組織等の地域団体が主体となって計画を作成する場合 ... 8
 - (2) 福祉専門職が主体となって計画を作成する場合 18

- Q & A 22

参考資料

- 資料1 個別避難計画 24
- 資料2 個別避難計画の記載例 26
- 資料3 個別避難計画作成にあたっての聞き取り例 28
- 資料4 警戒レベル別の避難情報 29

第1部 概要

① ガイドブックの目的

このガイドブックは、災害時に何らかの助けを必要とする要介護認定者や障害のある方に対し、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で迅速かつ的確に行われる体制を構築するために、避難行動要支援者名簿の活用及び個別避難計画の作成のための参考となるよう作成したものです。

② 用語の定義

要配慮者とは

高齢者、障害のある方、妊産婦、乳幼児、慢性疾患等がある方、外国人など配慮を要する方

避難行動要支援者とは

要介護認定者

- 介護保険における要介護認定3以上を受けている方

障害のある方

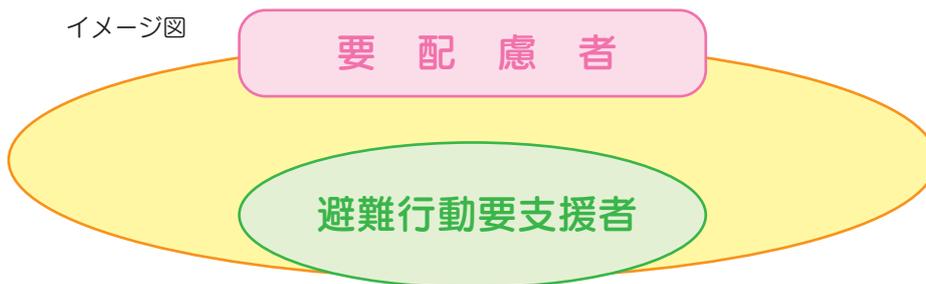
- 身体障害者手帳の上肢、体幹、視覚、聴覚の障害が1・2級の方
- 身体障害者手帳の下肢の障害が1～3級の方
- 療育手帳Aを所持する方

その他

- 上記のほか、避難支援が必要な方（市へ申請が必要です。）



イメージ図



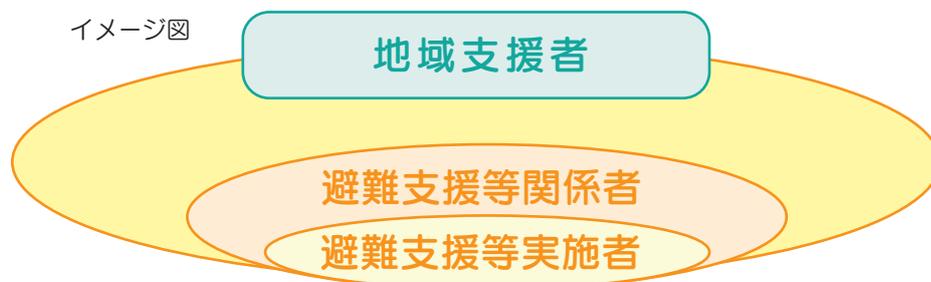
避難支援等関係者とは

自主防災組織（町会を含む）、民生委員、地区社会福祉協議会、消防分団、福祉専門職

地域支援者・避難支援等実施者とは

- 地域支援者
近隣の住民、家族、親族、まちぐるみ福祉活動推進員、避難支援等関係者など実際に避難行動要支援者の避難支援を行う者
- 避難支援等実施者
避難支援等関係者のうち、実際に避難行動要支援者の避難支援を行う者

イメージ図



避難支援等

避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な行動

名簿情報

避難行動要支援者名簿に記載され、又は記録された情報

個別避難計画

緊急時の連絡先、地域支援者、避難所、避難方法などについて、避難行動要支援者ごとに具体的に記載した計画

③ 自助 共助 公助の取組



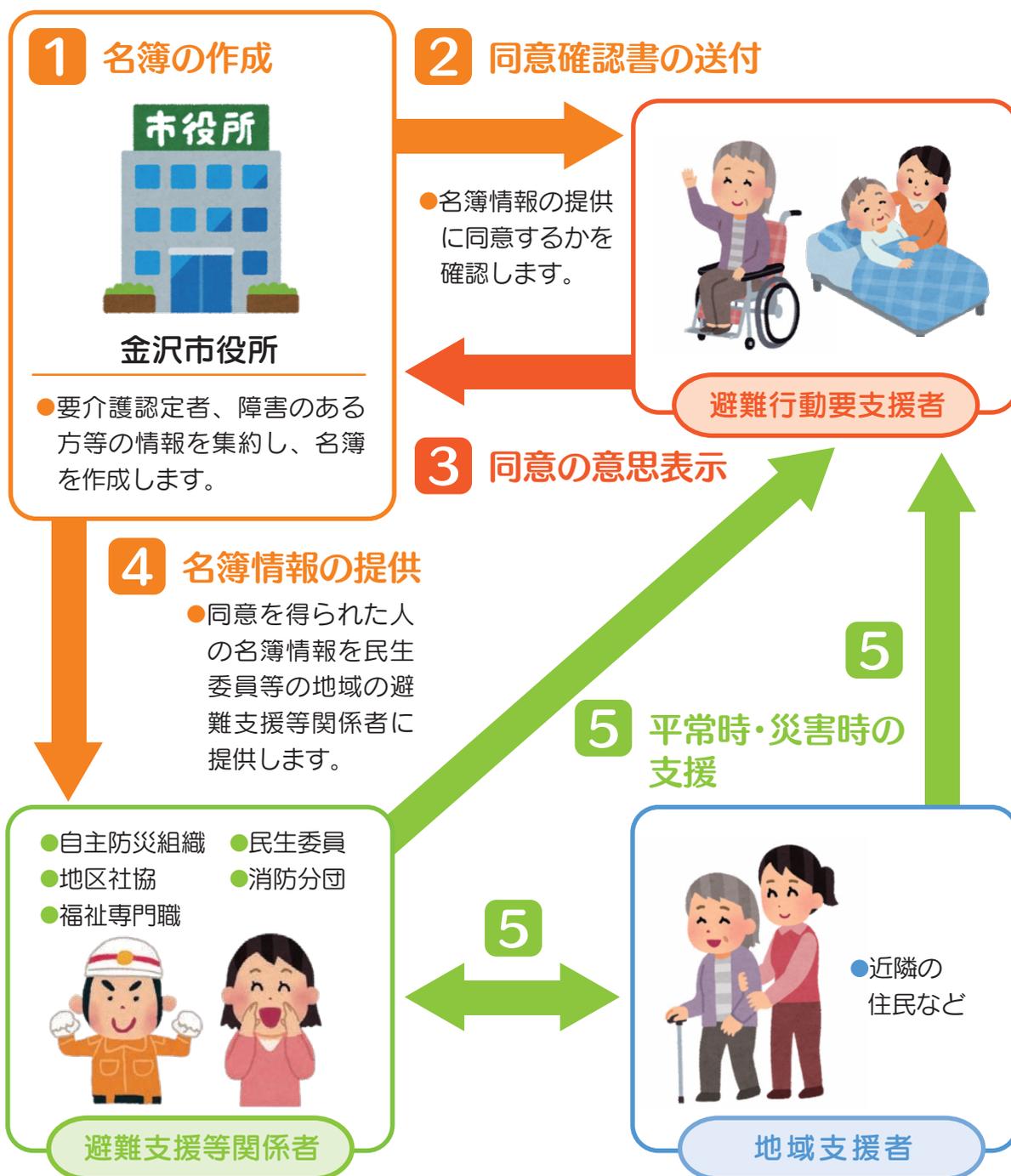
特に、災害が発生した初動段階においては、「公助」による要配慮者の避難誘導には限界があり、「自助」、「共助」が機能するか否かによって被害状況を左右するともいわれています。「自助」、「共助」が機能するためには、「自らの地域は自ら守る」という連帯感に基づいた自主防災組織などによる支援体制の構築が重要であり、地域における様々な人と人とのつながりによって、平常時から災害を意識した支援対策を進めていく必要があります。

第2部 避難行動要支援者名簿編

① 避難行動要支援者名簿とは

在宅で生活している方のうち、災害時に避難支援が必要と思われる要介護認定者、障害のある方などについて、作成しています。

避難時の誘導や補助などの支援を希望する人が、名簿に登録された情報を平常時から地域の避難支援等関係者へ提供することに同意することで、日頃からの見守りや災害時の安否確認、避難誘導などに役立てられます。



② 避難行動要支援者名簿の取扱い

(1) 平常時の取扱い

① 避難行動要支援者等の情報の整理と共有

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、平常時から避難行動要支援者の居住状況や生活状況などを把握し、これらの情報を迅速に活用できるよう整理するとともに、関係者間で情報を共有しておくことが重要です。

金沢市は、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、避難行動要支援者情報を収集し、避難行動要支援者名簿を整備します。さらに災害時の円滑かつ迅速な避難支援等につなげるため、平成31年3月に「金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例」を制定しました。

② 名簿情報提供の同意

金沢市は、避難行動要支援者に対して、自主防災組織、民生委員、消防分団、福祉専門職などの避難支援等関係者への名簿情報提供の同意が得られるよう努めます。

市から同意を求められた場合において、不同意の意思が明示されなかったときは、条例の規定により、名簿情報の提供に同意されたものとみなします。(以下「みなし同意」といいます。)

③ 名簿の提供

金沢市は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報の提供に同意した者の名簿情報を避難支援等関係者に提供します。協定を締結した避難支援等関係者に対し、原則として毎年1回名簿情報の更新を行います。

<提供される情報>

- 氏名
- 住所
- 性別
- 生年月日
- 電話番号
- FAX番号
- 小学校区
- 町会名
- 避難支援等を必要とする理由

④ 避難支援等関係者の名簿情報の適正管理

名簿提供を受けた避難支援等関係者は、市と締結した名簿情報の提供に関する協定に基づき、適正な情報管理に努めます。

- ・ 避難支援等以外に使用しないでください。
- ・ 避難支援等関係者以外にお渡ししないでください。
- ・ できるだけ鍵のかかる場所で保管してください。

避難行動要支援者名簿の位置づけ

避難行動要支援者名簿は更新が年1回程度で、本人が同意した避難行動要支援者（「みなし同意」を含む）のみを登載していることから、地域で要配慮者情報を把握する一助と理解しておく必要があります。

避難行動要支援者名簿のイメージ図



小学校区	住所	氏名	町会名	性別	生年月日	電話番号	FAX番号	避難支援等が必要な理由			備考
								介護	障害	その他	
	金沢市広坂1-1-1	長寿 一郎	広坂会	男	S5.1.1	220-2288	260-7192	*			
	金沢市広坂2-1-1 広坂マンション101号	広坂 花子	坂友会	女	S20.11.15	220-2289		*			

(2) 災害発生時の取扱い

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対して、本人の同意を得ることなく、名簿情報を提供します。

なお、避難行動要支援者名簿が配備されている団体・個人は、不在時に急に名簿の確認が必要になった場合の取扱いについても取り決めておく必要があります。

第3部 個別避難計画編

① 個別避難計画について

個別避難計画とは、緊急時の連絡先、地域支援者、避難所、避難方法などについて、避難行動要支援者ごとに具体的に記載した計画のことです。

令和3年5月の災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成が努力義務化されました。

(1) 計画作成の優先順位

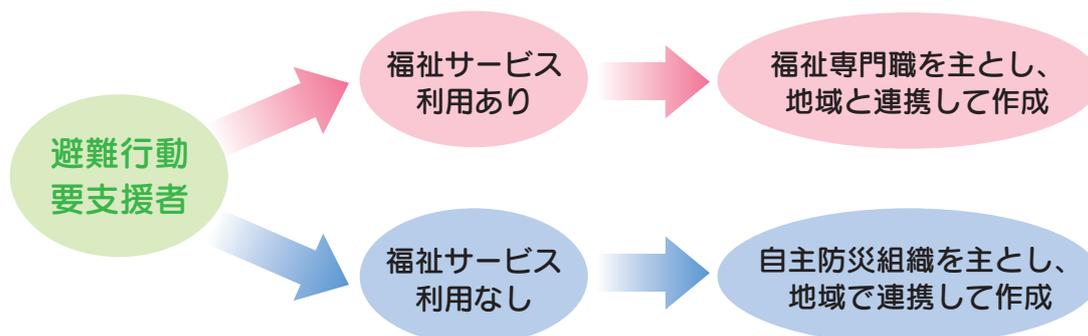
避難行動要支援者のうち、災害の危険度が高い区域に居住する方に対して、優先的に作成します。

- 優先度1：土砂災害
土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域 居住者
- 優先度2：洪水、津波
浸水深（3m以上）、家屋倒壊等氾濫想定区域、
津波浸水想定区域 居住者
- 優先度3：上記以外

(2) 主な計画の作成者

避難行動要支援者が福祉サービス（介護保険、障害福祉サービス）を利用している場合、関係する福祉専門職事業所が地域と連携して計画を作成します。福祉サービスを利用していない場合、自主防災組織を主とし、地域と連携して計画を作成します。

- 福祉専門職事業所（介護支援事業所、相談支援事業所）
対象者：福祉サービス（介護保険、障害福祉サービス）利用者
- 自主防災組織等
対象者：上記以外



② 個別避難計画作成の流れ

(1) 自主防災組織等の地域団体が主体となって計画作成する場合



① 市より自主防災組織あて個別避難計画作成用の名簿の提供

市より自主防災組織あて、避難行動要支援者のうち、福祉サービス（介護保険、障害福祉サービス）を利用していない人の名簿を提供し、個別避難計画作成の依頼を行います。

● 個別避難計画作成委託事業について

自主防災組織に対し、個別避難計画作成のための財政的支援を行います。

詳細は、右の二次元コードより金沢市ホームページをご確認ください。



② 計画作成対象者の選定

自主防災組織は、民生委員等の避難支援等関係者と協力して、町会単位などで個別避難計画作成対象者を選定します。

対象者の居住地のハザード情報や、地域で把握している情報をもとに、計画作成対象者を選定してください。

個別避難計画作成に係る優先度

- 優先度1：土砂災害（特別）警戒区域等の居住者
- 優先度2：洪水、津波浸水想定区域等の居住者
- 優先度3：上記以外

住所からハザード情報を確認する方法

金沢市がインターネット上で公開している「まちづくり支援情報システム」の「防災情報」の検索機能を用いて、住所からハザード情報を確認することが可能です。

● まちづくり支援情報システム

<https://www2.wagmap.jp/kanazawa-mss/Portal>

③ 自宅訪問し聞き取り調査

避難支援等関係者が、避難行動要支援者の自宅へ訪問し、本人へ個別避難計画についての説明を行います。本人へ聞き取り調査を行い、個別避難計画を記入していきます。

ア. 訪問の準備

- 訪問に向けて本人へ事前案内を行います。
- ご家族が同居又は近くにお住まいの場合は、訪問当日になるべくご家族にも同席していただけるように調整します。
- 資料1を参考に、個別避難計画の様式を準備します。
- 資料3を参考に、聞き取り事項を整理します。

イ. 聞き取り調査

避難行動要支援者宅を訪問し、本人に個別避難計画について説明し、個別避難計画の様式の同意欄に本人署名をいただきます。

どんな支援が必要か、資料2を参考に聞き取りを行います。

- 避難行動要支援者は、自力で避難ができない、災害情報を入手できない、助けを呼ぶことができないなど、必要とする支援の内容が一人ひとり異なります。
- 「お手伝いできることはありますか？」などと声かけし、やさしく、わかりやすく、丁寧に、を心がけてください。

ウ. 避難場所、避難経路の確認

- 避難行動要支援者宅から一時避難場所又は指定避難所までの経路を確認します。浸水等により危険と予想される箇所を避けます。
- 避難時の移動手段を想定し、道幅や起伏なども考慮します。

エ. 避難支援方法の確認

- 車いすなどを使った支援が必要か、身体を支えながら避難可能なのかなど、聞き取った内容に基づいて避難支援方法を確認します。

避難行動要支援者に伝えていただきたいこと

- 行政や自主防災組織等の支援を待つだけでなく、まずは自助による防災活動に努めること
- 避難行動要支援者名簿に登載されていても、地域支援者自身が被災したり、その他災害時の予期できない出来事によって、支援を受けられない場合があること
- 災害時、支援を受けられない状況での避難もありえること
- 災害時の避難支援には「日常からの地域交流」が大切であること など

4 個別避難計画の作成

ア. 地域支援者の選定

訪問時に聞き取った内容を基に、地域支援者を選定します。

地域支援者

近隣の住民、家族、親族、まちぐるみ福祉活動推進員、避難支援等関係者など実際に避難行動要支援者の避難支援を行う人

あらかじめ本人の意向を確認し、「ご家族」、「近隣の方」、「まちぐるみ福祉活動推進員」、「班長」など、避難行動要支援者と家から近かったり、面識がある方から地域支援者を選定します。

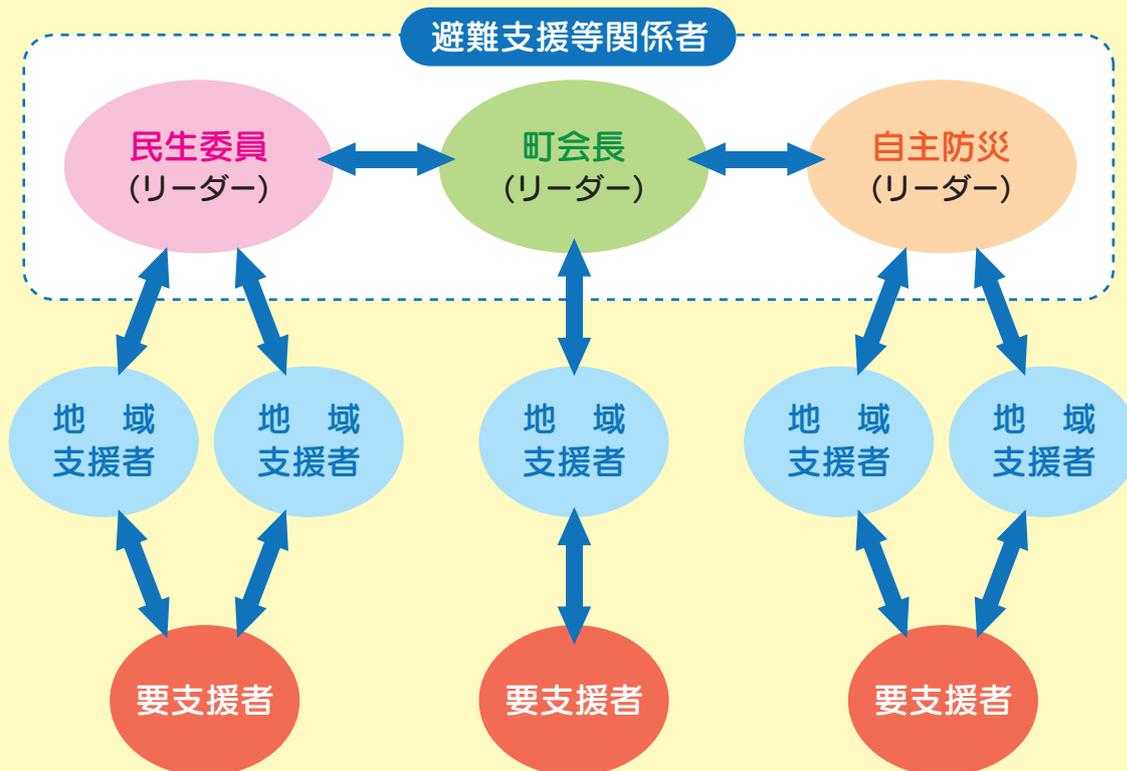
イ. 意向確認と決定

避難行動要支援者本人又は避難支援等関係者が地域支援者へ連絡を取り、了承を得ます。

※地域支援者は災害時に不在だったり、地域支援者自身が被災することも想定されるため、複数の人が望ましい。

※地域支援者は避難支援等関係者と同様に、個人情報 の適正な管理をお願いします。

<要支援者の避難体制の構築イメージ（例）>



ウ. 個別避難計画の完成

作成した内容について、避難行動要支援者の確認を受けます。

<個別避難計画の作成に当たって留意すべき点>

- 避難行動要支援者やその家族の意向を踏まえた支援を心がけること
- 地域の実情や地域支援者の状況に応じ、避難場所や避難経路を検討し、実行可能な支援内容とすること
- 名簿に登載されている方の中には、ご本人が自力で避難できる場合や家族などの支援体制が整っている場合など、必ずしも支援を必要としないこともあること

エ. 個別避難計画の共有

- 担当の地域支援者のほか、避難支援等関係者間で個別避難計画を共有します。
(担当でない地域支援者が閲覧することがないように、適正に管理してください。)

オ. 個別避難計画の更新

- 年1回、ご本人と内容確認をお願いします。また、本人や関係者から内容変更の連絡等がありましたら、その都度、更新してください。

⑤ 防災訓練の実施

防災避難支援マップ等を作成し、避難行動要支援者も交えた防災訓練を実施します。

ア. 防災避難支援マップの作成

ア-1 地域の確認

より確実に避難誘導を行うため、地域の危険箇所や安全な避難経路を把握しておくことが不可欠です。避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を用いた防災避難支援マップの作成を通じて、以下の情報を集約し、整理します。

A. 地形的な特徴と危険箇所

- ハザードマップを参考に、浸水や土砂災害等のおそれがある区域
- 町会等で定めた一時避難場所（公園、空き地など）
- 指定避難所や災害種別ごとの指定避難場所（公園・広場）

B. 地域支援者及び避難行動要支援者の住まい

ア-2 防災避難支援マップの作成

避難支援等関係者の中で話し合い、避難行動要支援者などの対象者を、支援区別に色分けして表示します。

支援区分（例）

区分	色	対象者の目安
A	赤色	寝たきりなど自力での避難ができない方
B	黄色	杖などを利用することで自力避難できる方
C	青色	自力で避難ができる方



対象者とは

- 金沢市から提供を受けた避難行動要支援者名簿に記載されている方
 ※上記名簿以外に、地域で把握した要配慮者について、適宜対象に加えてください。
 必要に応じて、市へ名簿登載の申請もお願いします。

ア-3 担当する地域支援者の確認

個別避難計画を基に、避難行動要支援者宅をどの地域支援者が担当するかを確認します。

- マップづくりを通じて防災意識の向上が期待できるので、できるだけ多くの避難支援等関係者が参加するようにしましょう。
 (避難支援等関係者以外の方が参加する場合は、避難行動要支援者名簿を使用・閲覧せずに、参加者が把握している要配慮者を基にマップを作成します。)
- 市が作成しているハザードマップには、河川の氾濫による浸水が予想される区域、土砂災害警戒区域等が掲載されているので参考にしましょう。

イ. 防災訓練

イ-1 訓練の準備

- 避難支援等関係者又は担当の地域支援者が、避難行動要支援者本人の参加を呼びかけます。（個別避難計画で事前に参加の意向を把握しておきます。）
- 訓練の案内等をわかりやすい内容で作成するほか、必要に応じて拡大文字や点字訳などを準備します。

イ-2 訓練の実施

情報伝達、避難支援等について実際に機能するかを点検します。

<訓練内容>

①避難準備情報等の発令された際の伝達（次ページフローA）

- 避難支援等関係者又は地域支援者は、高齢者等避難、避難指示などの情報を訓練放送や無線等を通じて入手します。
- 避難支援等関係者又は地域支援者から、避難行動要支援者等へ訪問や電話連絡を通じて伝達します。

②避難場所への避難誘導（次ページフローB）

- 避難支援等関係者又は地域支援者は、避難行動要支援者等を指定された集合場所や避難場所等まで誘導します。

③発災直後を想定した安否確認（次ページフローC）

- 避難支援等関係者又は地域支援者は、避難場所における避難者の確認、避難行動要支援者等への訪問や電話連絡を通じて安否確認を行います。
- 安否確認の結果を訓練本部へ報告します。

④避難場所から避難所等への移送

- 避難支援等関係者又は地域支援者は、必要に応じて避難行動要支援者等を避難場所から避難所等まで移送します。

イ-3 訓練の振り返り

- 訓練参加を通じて、避難行動要支援者の状況を把握し、災害が発生したときに「何が必要なのか」日頃把握できない課題も発見できます。
- 訓練の結果から、個別避難計画を見直します。

災害時の取組フローと防災訓練の関係

災害発生、又は災害発生のおそれ

地域支援者自身と家族の安全確保

地域支援者

避難行動要支援者

情報伝達(A)

避難誘導(B)

自宅で待機

自宅の破損等や危険が迫っている場合、避難所等への避難が必要な場合は、地域支援者と避難行動要支援者が一緒に避難します。

避難行動要支援者の自宅に被害がない場合、延焼等の危険がない場合、外への避難が困難な場合は自宅に留まります。

一時避難場所

指定避難所

安否確認(C)

地域支援者→自主防災組織等→市（安否確認の連絡）

※ここではあくまでも一般的な避難支援の手順を示しています。実際には、災害の種類、規模等の状況に応じた柔軟な対応をお願いします。

⑥ 災害時の避難支援の実施

- 災害発生時は、まずは自分や家族の安全確保が第一です！
そのうえで、避難行動要支援者への情報伝達・避難誘導・安否確認等の避難支援や避難所での生活支援のために、名簿を活用しましょう。

ア. 災害時情報の伝達

- 地域支援者等は、災害時情報を積極的に入手し、避難行動要支援者に対して避難準備についての情報伝達（避難行動要支援者の所在確認を含む。）を行います。
（例）「台風が近づいてきています。避難する準備をしましょう」
（参照）避難支援等関係者及び地域支援者は、テレビ、ラジオのほか、金沢市ホームページ、同報防災無線、広報車、金沢ぼうさいドットコム、かなざわ雨水情報、自主防災組織等を通じた連絡網等により高齢者等避難、避難指示などの情報を積極的に入手します。

イ-1 避難が必要となった場合の避難誘導

- 地域支援者等は、高齢者等避難や避難指示などの避難情報により避難する場合や、その他避難が必要と判断した場合は、個別避難計画に基づき、避難誘導を行います。
- 人手が足りない場合は、無理をせず、周囲の人に協力を求めるなどして、できる限り安全な対応を行います。
（例）「計画していたように私が避難所まで車に乗せていきます」

イ-2 避難支援ができない場合の救助要請

- 倒壊又はそのおそれのある家屋に取り残された場合など、地域支援者等による支援が困難又は危険と判断される場合には、二次被害を避ける上でも無理な活動は行わず、公的機関へ救助要請を行います。

ウ. 安否確認

- 災害時には、自主防災組織、民生委員、地区社会福祉協議会、消防分団が地域支援者と連携・協力し、複数で安否確認を行います。
- 避難行動要支援者自らも安否確認の方法について、事前に地域支援者と話し合っておくなど、平常時から安否情報の発信方法や手段の準備を考えておくことが大切です。

(例) 「〇〇さんが来とらんよ！」

「電話したら家にいたので、屋内の安全な場所に避難するように呼び掛けます」

<避難誘導を円滑に行うためのポイント>

地域支援者が中心となって避難行動要支援者の避難にあたります。

日頃から避難行動要支援者の病状や障害特性に応じた避難誘導方法や移動手段、避難場所について、確認・検討をしておくことが大切です。

また、防災避難支援マップ等を活用し、避難行動要支援者の避難経路を検討しておくことも有効と考えられます。



(2) 福祉専門職が主体となって計画を作成する場合



① 市より福祉専門職事業所あて個別避難計画作成用の名簿の提供

市より、避難行動要支援者のうち、福祉サービス（介護保険、障害福祉サービス）を利用している人の名簿を、避難行動要支援者本人が関係している福祉専門職事業所へ提供し、個別避難計画作成の依頼を行います。

● 個別避難計画作成委託事業について

福祉専門職事業所に対し、個別避難計画作成のための財政的支援を行います。

詳細は、右の二次元コードより金沢市ホームページをご確認ください。



② 計画作成対象者の選定

個別避難計画作成用の名簿より、個別避難計画作成対象者を選定します。

対象者の居住地のハザード情報や、把握している情報をもとに、計画作成対象者を選定してください。

個別避難計画作成に係る優先度

- 優先度1：土砂災害（特別）警戒区域等 居住者
- 優先度2：洪水、津波浸水想定区域等 居住者
- 優先度3：上記以外

住所からハザード情報を確認する方法

金沢市がインターネット上で公開している「まちづくり支援情報システム」の「防災情報」の検索機能を用いて、住所からハザード情報を確認することが可能です。

● まちづくり支援情報システム

<https://www2.wagmap.jp/kanazawa-mss/Portal>

③ 個別避難計画の作成

本人と関係する福祉専門職が、避難行動要支援者へ個別避難計画について説明し、個別避難計画の同意欄に本人署名をいただきます。

本人について、すでに把握している情報や本人から聞き取れる情報により、個別避難計画を記入していきます。

また、本人より地域支援者を誰にするか意向を確認してください。

避難行動要支援者に伝えていただきたいこと

- 行政や自主防災組織等の支援を待つだけでなく、まずは自助による防災活動に努めること
- 避難行動要支援者名簿に登載されていても、地域支援者自身が被災したり、その他災害時の予期できない出来事によって、支援を受けられない場合があること
- 災害時、支援を受けられない状況での避難もありえること
- 災害時の避難支援には「日常からの地域交流」が大切であること

④ 地域と連携し計画完成

ア. 地域からの情報確認

- 地域（自主防災組織、民生委員等）と連携し、個別避難計画の様式の②【避難のための情報】部分を確認します。避難場所、避難経路等の地域で把握している事柄を確認していきます。
- 地域（自主防災組織、民生委員等）が協力し、地域支援者の意向確認を行います。

あらかじめ福祉専門職が本人から確認した意向をもとに、地域支援者を選定します。本人の意向がない場合は、「ご家族」、「近隣の方」、「まちぐるみ福祉活動推進員」、「班長」など、避難行動要支援者と家から近かったり、面識がある方から地域支援者を選定します。

イ. 地域支援者の意向確認と決定

避難行動要支援者本人又は避難支援等関係者が地域支援者へ連絡を取り、了承を得ます。

※地域支援者は災害時に不在だったり、地域支援者自身が被災することも想定されるため、複数の方が望ましい。

※地域支援者は避難支援等関係者と同様に、個人情報の適正な管理をお願いします。

⑤ 完成した計画を市が受領、自主防災組織へ提供

- 福祉専門職が完成した個別避難計画を市へ提出します。
- 提出された個別避難計画は、市が自主防災組織あてに提供します。
- 自主防災組織は、担当の地域支援者のほか、避難支援等関係者間で個別避難計画と共有します。（担当でない地域支援者が閲覧することがないように、適正に管理してください。）
- 完成した個別避難計画は、防災支援マップの作成（p12）や地域の防災訓練（p14）等に活用します。
- 個別避難計画の更新
日常的な交流の中で更新されていくと思いますが、年1回、ご本人と内容確認をお願いします。



Q1 名簿に登載してもらいたいが、どうしたらよいですか？

市が定めた避難行動要支援者でなくても、災害時の避難支援等が必要な方については、市に申請をいただくことで名簿登載は可能です。申請方法は市の担当課までお問い合わせください。

障害のある方は障害福祉課 電話番号：076-220-2289

それ以外の方は福祉政策課 電話番号：076-220-2288

Q2 同意確認書の「同意しない」にチェックして市へ提出したが、「同意する」に変更できますか？（「同意する」から「同意しない」に変更できますか？）

市へ連絡の上、再度同意確認書を提出いただければ変更できますので、担当課までお問い合わせください。

Q3 家族と同居していても名簿登載はできますか？

同居家族による支援が得られる方は、基本的には名簿登載は不要と考えられますが、日中は家族が不在で、避難支援等が必要な方などは、名簿に登載することも可能です。

Q4 施設へ入居した場合はどうなりますか？

施設に入居されている方や病院に3か月以上入院している方は、名簿登録の対象外となり、個別避難計画も作成されません。地域での情報共有にご協力をお願いします。

Q5 名簿に登載された方は、災害時に必ず助けてもらえるのですか？

災害時において支援を受けられる可能性は高まりますが、確実な支援をお約束できるものではありません。災害はいつ、どのような形で起こるのか予測は困難であり、災害情報の伝達や避難誘導等ができないことも考えられます。

この取組は、災害時に一人でも多くの命を助けるため、地域の皆様の善意に基づくものです。このことをあらかじめご了承くださいようお願いします。

Q6 なぜ日頃からこのような情報共有を行うのですか？

災害時に迅速に対応するためには、避難支援を必要とされる方が、どこに、どのような状況でお住まいか、あらかじめ把握しておくことが重要になります。また、災害時に支援が必要となる方は、日常の生活においても助けを必要とされる場合もあることから、日頃から交流を心がけていただくことが大切です。

Q7 なぜ地域に協力を求めるのですか？

災害発生初期や一定規模以上の災害が発生した場合には、公的支援が十分に行えないことが考えられます。「自助」はもちろんですが、近隣で互いに助け合う「共助」の精神で対応することも大変重要なことです。地域の皆様による助け合い、協力が必要となります。

Q8 地域支援者の役割は何ですか？

避難支援等関係者と協力して聞き取り調査及び個別避難計画の作成を行います。

また、可能な範囲で、日頃の声掛けなどにより避難行動要支援者の生活に変化がないか、困りごとがないかなどの確認を行います。災害時には、災害情報の伝達やご近所に応援を呼び掛けながら避難支援や安否確認等を行うこととなります。

Q9 地域支援者はどのように決定するのですか？

避難行動要支援者本人の希望に沿って地域支援者を選定し、地域支援者の了承を得ることが望ましいですが、選定できない場合は、避難支援等関係者は地域支援者選定の協力をお願いします。

例えば、「まちぐるみ福祉活動推進員」や「班長」など、避難行動要支援者と家から近かったり、面識がある方を想定しておくことが考えられます。

Q10 避難支援等関係者や地域支援者になると、責任がかかるのではないですか？

避難支援を行う法的義務を負っていただくものではありません。災害時には、地域支援者も被災されるなど、情報伝達や安否確認等の支援ができない場合も考えられます。このため、確実な支援をお約束していただくものではなく、可能な範囲で避難行動要支援者の支援を行っていただくよう、お願いいたします。

Q11 災害が発生した際は、福祉避難所に避難したいのですが、個別避難計画の「避難予定の避難場所」の欄に、福祉避難所を記入してもよいですか？

福祉避難所とは、金沢市と福祉避難所の開設運営に関する協定を締結した福祉施設であり、指定避難場所に避難した要配慮者において、医師等により福祉避難所への受入れが必要と判断された場合に、開設することとしています。受入れ準備が整う前に避難者が集中するなど、運営に支障を来す恐れがあるため、最初から避難所として利用することはできませんが、今後の個別避難計画の作成と合わせて、福祉避難所のあり方も検討していきます。

個別避難計画

(作成者の方へ注意)

この計画書は、避難行動要支援者本人との話し合いで作成するものであり、各項目の記載は避難行動要支援者本人、又はその家族の了承のもとに行います。全ての項目に記入しなければならないものではありませんので、決して強制での聞き取りを行うことがないようにしてください。

また、この計画書に記載されている情報は、災害発生時の生命等の安全を図るための地域支援に活用するものであり、それ以外の目的に使用したり、他に情報を流したりしないでください。

①【避難行動要支援者に関する基本情報】

■ 計画作成及び個人情報使用の同意について（避難行動要支援者ご本人様同意欄）				
災害時に円滑な避難ができるよう本計画を作成し関係機関・関係者に提供すること、計画作成により支援が必ず受けられることを保証するものではなく、関係機関・関係者が法的な責任や義務を負うものではないことについて理解し、同意します。				
フリガナ 避難行動要支援者氏名 (自署)			性別	
住所	生 年 月 日		大正 昭和 平成 令和	年 月 日
固定電話	FAX			
携帯電話	メールアドレス			
家族構成・同居状況等				
《緊急時の家族等の連絡先》				
氏 名	(住所 :)	続 柄	TEL 携 帯 メー ル	
氏 名	(住所 :)	続 柄	TEL 携 帯 メー ル	
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 要介護認定 (要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5) <input type="checkbox"/> 障害者手帳 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
関係する福祉専門職	介護保険	介護支援専門員 (ケアマネ) 情報	事業所名 : 氏 名 :	TEL
	障害福祉	相談支援専門員 情報	事業所名 : 氏 名 :	TEL

②【避難のための情報】

自主防災組織名	町会名			
【担当する避難支援等実施者】※本計画を関係機関・関係者に提供することに同意する者				
区 分 (民生委員、 町会長など)	フリガナ 氏 名	(住所 :)	TEL 携 帯 メー ル	
【地域支援者】※地域支援者になることに同意された方をご記入ください。				
氏 名	(住所 :)	TEL 携 帯 メー ル		
氏 名	(住所 :)	TEL 携 帯 メー ル		
氏 名	(住所 :)	TEL 携 帯 メー ル		

資料 1

避難予定の 避難場所等	(1) 町会等で定めた一時避難場所 () 行き方、移送方法等	浸水想定区域・想定される最大の浸水の深さ (金沢市水害ハザードマップを参考に○を記入)	
	()	5.0m～	2階の屋根以上が浸水
	(2) 避難所 ()	3.0 ~ 5.0m	2階部分がつかる程度
	()	0.5 ~ 3.0m	1階軒下までつかる程度
	() 行き方、移送方法等	0 ~ 0.5m	おとなの膝までつかる程度
	()	該当なし	
普段いる部屋 (階数)	その他の ハザード情報 (○を記入)	土砂災害 (特別) 警戒区域	
寝室 (階数)		津波浸水想定区域	
		家屋倒壊等氾濫想定区域	
非常持ち出し品や水・ 食糧などの準備	あり () ・ なし	防災訓練の 参加希望	あり ・ なし
避難のために 必要な支援			

③ 【避難生活のための情報】

心身に関すること			
普通の生活に必要な 用具や薬など (常時必要な 医薬品等)		所有している 福祉用具など	
かかりつけ医	病院名など		連絡先
生活上の区分 (いづれかに○)	A 寝たきりなどで自力での生活ができない方 B 一部介助があれば生活ができる方 C 自力で生活ができる方 生活上に必要な支援や配慮 []		

自由記述欄	※その他、避難支援に必要な事項があれば、こちらに記載してください。(日中の外出先等)
-------	--

個別避難計画

記載例

(作成者の方へ注意)

この計画書は、避難行動要支援者本人との話し合いで作成するものであり、各項目の記載は避難行動要支援者本人、又はその家族の了承のもとに行います。全ての項目に記入しなければならないものではないものの、記載の聞き取りを行うことがないようにしてください。

また、この計画書に記載されている情報は、災害発生時の生活保護申請等の手続きにのみ利用され、他の目的に使用したり、他に情報を流したりしないでください。

本人が記入または
本人から聞き取りする情報を想定

①【避難行動要支援者に関する基本情報】

■ 計画作成及び個人情報使用の同意について（避難行動要支援者ご本人様同意欄）					
災害時に円滑な避難ができるよう本計画を作成し関係機関・関係者に提供すること、計画作成により支援が必ず受けられることを保証するものではなく、関係機関・関係者が法的な責任や義務を負うものではないことについて理解し、同意します。					
フリガナ	カナガワ	タロウ	性別	男	
避難行動要支援者氏名 (自署)	金沢 太郎				
住所	広坂1丁目1番1号 広坂マンション201号	生年 月日	大正 昭和 平成 令和	15年9月1日	
固定電話	076-220-2288	FAX	076-260-7192		
携帯電話	090-1234-XXXX	メールアドレス	fukusei@city.kanazawa.lg.jp		
家族構成・同居状況等	子と二人暮らし。子・金沢 次郎(同居)、子・石川 花子(別居)、子の夫・石川 一郎(別居)				
《緊急時の家族等の連絡先》					
氏名	金沢 次郎 (住所：広坂1丁目1番1号 広坂マンション201号)	続柄	子	TEL 携 帯 メー ル	
				076-220-XXXX 090-2222-XXXX fukusei2@city.kanazawa.lg.jp	
氏名	石川 花子 (住所：柿木島1番1号 柿木島アパート301号)	続柄	子	TEL 携 帯 メー ル	
				076-220-XXXX 090-3333-XXXX fukusei3@city.kanazawa.lg.jp	
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 要介護認定（要介護3 ・ <u>要介護4</u> ・ 要介護5） <input type="checkbox"/> 障害者手帳（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
関係する福祉専門職	介護保険	介護支援専門員 (ケアマネ) 情報	事業所名：〇〇デイサービスセンター 氏 名：加賀 三郎	TEL	076-220-XXXX
	障害福祉	相談支援専門員 情報	事業所名： 氏 名：	TEL	

自主防災組織等が記入する情報を想定

②【避難のための情報】

自主防災組織名	〇〇自主防災組織		町会名	〇〇町会	
【担当する避難支援等実施者】※本計画を関係機関・関係者に提供することに同意する者					
区 分 (民生委員、町会長など)	民生委員	フリガナ 氏名	ツバタ シチロウ 津幡 七郎 (住所：広坂2丁目2番2号)	TEL 携 帯 メー ル	090-7777-XXXX fukusei7@city.kanazawa.lg.jp
【地域支援者】※地域支援者になることに同意された方をご記入ください。					
氏名	能登 四郎 (住所：広坂1丁目1番1号 広坂マンション202号)			TEL 携 帯 メー ル	090-4444-XXXX fukusei4@city.kanazawa.lg.jp
氏名	白山 五郎 (住所：広坂1丁目1番2号)			TEL 携 帯 メー ル	090-5555-XXXX fukusei5@city.kanazawa.lg.jp
氏名	野々市 六美 (住所：広坂2丁目3番4号)			TEL 携 帯 メー ル	090-6666-XXXX fukusei6@city.kanazawa.lg.jp

避難予定の 避難場所等	(1) 町会等で定めた一時避難場所 (○○○公園) 行き方、移送方法等 (車いすを使えば自力で移動可能)	浸水想定区域・想定される最大の浸水の深さ (金沢市水害ハザードマップを参考に○を記入)	
	(2) 避難所 (○○○小学校) 行き方、移送方法等 (地域支援者の車で移送)	5.0m～	2階の屋根以上が浸水
		○ 3.0 ~ 5.0m	2階部分がつかる程度
		0.5 ~ 3.0m	1階軒下までつかる程度
		0 ~ 0.5m	おとなの膝までつかる程度
		該当なし	
その他のハザード情報 (○を記入)	○	土砂災害(特別)警戒区域	
普段いる部屋(階数)	リビング(1階)	津波浸水想定区域	
寝室(階数)	1階	家屋倒壊等氾濫想定区域	
非常持ち出し品や水・食糧などの準備	あり (水、食糧3日分) ・ なし	防災訓練の参加希望	あり ・ なし
避難のために必要な支援	車いすや車の乗り降りの際は介添えが必要。		

福祉サービスの利用があれば
福祉専門職が記入する情報を想定

③【避難生活のための情報】

心身に関すること	立つことや歩行ができない。		
普段の生活に必要な用具や薬など (常時必要な医薬品等)	車いすを使用しているため、 洋式トイレが必要。	所有している福祉用具など	車いす
かかりつけ医	病院名など	連絡先	
	○○○医院	076-111-XXXX	
生活上の区分 (いづれかに○)	A 寝たきりなどで自力での生活ができない方 B 一部介助があれば生活ができる方 C 自力で生活ができる方 生活上に必要な支援や配慮 車いすを使用しているため、トイレの介添えが必要。		

自由記述欄	※その他、避難支援に必要な事項があれば、こちらに記載してください。(日中の外出先等) ○○デイサービスセンター(週2日 火曜・金曜) ペットは猫を飼っている。
-------	---

個別避難計画作成にあたっての聞き取り例

1. 個別避難計画の表面（1枚目）

- (1) お名前や連絡先などを確認させていただいてよろしいですか？
氏名、住所、生年月日、電話、ファックス など
- (2) 緊急時のご家族等の連絡先をお聞きしてもよろしいですか？
- (3) 関係する福祉専門職（ケアマネージャーや相談支援専門員）は
いらっしゃいますか？
- (4) ご近所にどなたか避難支援をお願いできる方はいらっしゃいますか？

2. 個別避難計画の裏面（2枚目）特記事項

- (1) 町会等で決めている一時避難場所をご存じですか？
- (2) 地区（校下）の指定避難所をご存じですか？
- (3) 避難場所、避難所までの避難経路をご存じですか？
- (4) 災害時に支援は必要でしょうか（自ら避難できますか）？
- (5) 日中お過ごしになる部屋はどちらですか（何階ですか）？
- (6) 寝室はどちらですか（何階ですか）？ 家具は固定していますか？
- (7) ご自宅のハザード情報はご存じでしょうか？
- (8) 非常持ち出し品や最低限の水・食料などは準備していますか？
- (9) 地域の避難訓練などに参加できますか（参加したことはありますか）？
避難訓練の案内をしてもよろしいですか？
- (10) 避難のためにどのような支援が必要でしょうか？
声かけ・避難所までの同行・避難所までの介添え など
- (11) 災害時の移動の際に不安な点はありますか？
- (12) 普段から使用している用具や薬はありますか？
車いす・シルバーカー・常時必要な医薬品 など
- (13) 日頃通院している、かかりつけ医はありますか？
- (14) デイサービスなど、決まって外出する用事がありますか？
- (15) ペットは飼っていますか？
- (16) 本日の内容を、地域の避難支援に関わる方にお伝えしてもよろしいですか？

警戒レベル別の避難情報

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1
〜~~~~~ 〈警戒レベル4までに必ず避難!〉 ~~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

(注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

事例集

参考になる金沢市内や他自治体の事例集や資料等を金沢市ホームページに掲載しています。

右の二次元コードより参照ください。





金沢市福祉健康局福祉政策課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL : 076-220-2288

FAX : 076-260-7192

e-mail : fukusei@city.kanazawa.lg.jp